

泉南市観光協会ウェブサイト広告掲載取扱い要領

平成26年1月15日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、泉南市観光協会が、インターネット上に公開している泉南市観光協会ウェブサイト（以下、「協会ウェブサイト」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 協会ウェブサイトに掲載する広告は、市内活性化および観光振興を図ることを目的とし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの
- (4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7) 市が推奨しているかのような、誤解をあたえるおそれのあるもの
- (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号の適用をうける業種、及び類似する業種
- (10) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (11) 泉南市観光協会及び協会ウェブサイトの品位を損なうおそれのあるもの
- (12) その他会長が掲載することが適当でないと認めるもの。

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主（次条第2項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が指定したホームページまたはウェブサイト（以下、「広告主ホームページ等」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 協会ウェブサイトに広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は、協会ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1号。以下、「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第4条 広告主は、協会が指定する期日までに、広告原稿を協会に提出しなければならない。

- 2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に協会と協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成・提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の規格等)

第5条 協会ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地 200×左右 80 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF89A 形式、JPEG 形式、PNG 形式
- (3) 容量 12KB 以内
- 2 広告の掲載位置、掲載順序は、協会が指定する位置とする。
- 3 バナー広告全体、または一部を高速に点滅させることは認めない。
- 4 前各号に掲げるもののほか、バナー広告のデザインに関して必要な事項は、会長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告の掲載期間は1か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告掲載期間中、協会の都合により協会ウェブサイトを開鎖した時間が生じたときは、相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- 1 1か月1広告 5,000円とする。
- 2 同一広告主が、複数月の広告掲載を希望する場合、2か月目以降1広告あたり月1,000円を減ずる。
- 3 泉南市観光協会会員が広告掲載を行う場合、上記1及び2で決定した広告掲載料の半額とする。ただし、広告掲載当該年度会費の納入済み会員に限る。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、協会が請求書を発行した日から起算して15日以内に広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取消)

第9条 会長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合。
- (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合。
- (3) 広告主ホームページ等が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (4) 広告主ホームページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第1項の規定に反する状態に至っていると会長が判断したとき。
- (5) その他、広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると会長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は返還しない。ただし、協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、会長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

2 協会ウェブサイト内の広告掲載枠は会長が特に認める場合、広告掲載以外の用途に用いることができる。

附 則

この要領は、平成26年1月15日から施行する。